

10賃金確定闘争、中間団交を行った。区長会当局は、我々の切実な要求に何ら応えず、許し難い態度に終始した！

11月2日（月）11時40分より、平成22年度給与改定（第3回）団体交渉が開催されました。10月20日の要求書提出以降の専門委員会交渉での協議を踏まえ、現時点での区長会側の考え方を問い質したところです。しかし、区長会側はこの間の我々の主張に何ら応えようとしないばかりか、昨年同様、不当にも交渉期限を限定する発言をしてきました。

給与改定に関わって区長会側は、「昨年に引き続き依然として厳しい民間給与の状況が、職員給与に精確に反映されたものとして、重く受け止めております。私どもといたしましては、人事委員会勧告について、他団体の状況も勘案しつつ、勧告を尊重する立場から引き続き検討を行ってまいります。」とし、「勧告ありき」の姿勢を崩していません。

区長会当局は、我々の主張を真摯に受け止め、清掃職場の過酷な職場実態を認識し、その特殊性・困難性を反映した現業（業務）職給料表の早期提示と併せて任用制度、人事・給与制度等のすべての課題について誠意を持って協議を行い、任命権者として自主的な解決を図るべきです。



勧告を重く受け止める道理も理由もない！

① 業務職給料表、切替えに関わる課題について

区長会当局は、「業務職給料表につきましては、国、他団体に比して依然として高い水準にあると認識しているところではありますが、昨年度の交渉結果を踏まえ、勧告された給料表の改定内容に準じた検討を進めております。」とし、未だ具体的に給料表を示さないばかりか、その時期すらも明らかにしない不当な態度です。

わが組合は、業務職給料表について、昨年の確定闘争によって勝ち取った保障額表からの切替えにより、多くの組合員が処遇改善に繋がった一方で、最高号給に達してしまっている組合員や多大な調整号数を抱え長期間昇給がない組合員も存在することから、これらの課題に対する十分な検証と協議を求めています。また、水準の引上げはもちろん、すべ

での級における号給増設、そして何より早期の提示による積極的な協議を強く要求しています。

大都市東京における清掃事業の困難度や危険性、さらに戸別収集や訪問収集、時間帯収集などを確立してきたことと併せ、区政の広告塔として区民と接しながら集団的に職務を遂行している我々の職場実態を真摯に受け止め、単に「国、他団体に比して依然として高い水準にある」ことのみを根拠としない業務職給料表を早期に提示し、職員の努力が正当に処遇反映されるための協議を積極的に行うべきであることを強く主張してきました。

しかし、区長会側は、「業務職給料表につきましては、昨年度、労使で合意した内容に従って具体的な検討を行っているところですが、最終的に人事委員会勧告の取扱いについて判断したうえで、お示ししたいと考えております。なお、業務職給料表の号給の切替えに係る課題につきましては、定年の延長も踏まえ、今後協議してまいりたいと考えております。」との回答に留まり、協議そのものは否定していないものの、「勧告ありき」の姿勢を崩そうとはしません。

② 期末手当・勤勉手当等、勧告に関わる課題について

また、区長会側が「尊重する」とした特別区人事委員会勧告では、期末・勤勉手当について合わせて0.2月分引下げるとしています。これについて「勤勉手当については3月の支給がないため、12月支給分の引下げで対応すべきものとなりますが、支給基準日が12月1日であることか

ら、各特別区において11月末日までに条例改正をする必要があります。」とし、交渉期限を一方的に示してきました。

我々は一時金の引下げを認めたわけでもありませんし、スケジュールありきの協議には一切応じることはできません。勧告の内容には、地域手当や、不利益不遡及の原則に反する「所要の調整」についても触れられており、到底納得できるものではありません。

③ 高齢期の雇用問題について

さらに、「意見」であるとは言え、高齢期の雇用問題について「引き続き国や他の団体の動向を注視しつつ、特別区職員の実態を踏まえた検討を進めていく」と触れています。このことについては、特別区における再任用制度の現状を十分踏まえ、また、清掃職場については体力面の問題等の課題もあることから慎重に対応を図らなければなりません。

区長会側は限られた期間での合意を求めるのであるならば、すべての課題に関わる我々の主張を真摯に受け止め、誠意を持った対応を図るべきです。

④ 特例転職の実施（期間の延長）について

また、特例転職の延長についても区長会側の考え方があらためて示されましたが、あくまでも「職務実態と処遇上の不均衡の解消や職員の能力の有効活用を図るため」であるとし、わが組合の「際限の無い現業職場の合理化の副産物的な制度である」との主張に対し、聞く耳を持つとすらしません。異種職務従事者を生み出さない方策こそが当局の責務

であり、住民サービスの向上に繋がることを区長会当局は認識すべきです。

交渉と大衆行動、両輪の力で要求実現へ！

確定闘争後半突入！今後の協議は重大な決意を持って臨む！

本日の団体交渉は、今次確定交渉の中間的な位置付けで行われたものですが、この間の交渉におけるやり取りと同様に、区長会側は職員の努力を無視し、我々の要求を考慮することなく、あくまでも「国・他団体との均衡」、「依然として高額である」のみを繰り返すばかりです。

わが組合からは、賃金引下げ勧告には反対の立場であることを表明したうえで、勧告にとらわれずに労使協議・合意に基づき、自主的に判断し解決するよう改めて強く申し入れてきたところです。

明日以降も、専門委員会交渉を中心に区長会当局との闘いが続きます。区政の第一線で奮闘する職員の日々のがんばりが正確に給与処遇に反映されない現状を改善し、胸を張って職務に精励できる給与制度を勝ち取るため、引き続き全力で交渉に臨みます。

しかし、交渉を強化するためには、全組合員の総力が背景にあることを区長会当局に重く認識させる必要があります。大衆行動としてはすでに第一波総決起集会が成功裏に開催でき、区長会当局に対し、わが組合が断固闘い抜く意思であることが表明できたところです。第二波総決起集会については、9日の第三地連を皮切りに全地連において集会と要請行動の設定がされており、17日には区長会長要請を行うと同時に江戸川区

民センターにおいて第三波総決起集会を開催、闘い終盤におけるわが組合の覚悟を区長会長にぶつけます。最終段階における実力行使日の設定等は4日に開催する第2回拡大闘争委員会において提起をする予定ですので、各支部闘争委員長の積極的な結集を求めます。交渉の積み上げと大衆行動の両輪の力で10賃金確定闘争を全力で闘いましょう。

各集会にむけ、すでに各支部において署名等の取り組みや、情報の共有化、闘う意思統一がされているところですが、区長会当局の不当な態度を打破し、わが組合の要求を実現するため、本部・地連・支部を貫き、全組合員の総力を挙げて闘い抜きましょう。